発行:新宿区 編集:区政情報課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

毎月5・15・25日発行

☎32<u>09-1111</u>

くらし -

▶食品□ス削減に ご協力ください

食品ロス

4面

4.8面 施設

保健・衛生 -7・8面

6.7面

お知らせ一 7面 ▶皆さまからのご意見を募集

しています

新型コロナ関連情報 - 8面 ▶区新型コロナウイルスワクチン

で終了します

接種コールセンターは10月末

住宅・まちづくり

5面 イベント ―― 5・6・8面

▶ 「染の小道」担い手養成講座 ▶ワクワク!スポーツ体験 プロジェクト 水泳教室

しんじゅくコール ③ 3209-9999 聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」

₩ 3209-9900 をご利用ください。

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/

土・日曜日、夜間もご案内

受付時間:午前8時~午後10時

子育ての悩み ひとりで悩まず 相談してみませんか

「白分だけうまく子育てできていないのではないか」「子どもを育てるために、自分ばかりが我慢 していると思う」等の悩みは、子育てをする中で決して特別なことではありません。子育てで少し でも困ったらご相談ください。

問合せ 子ども家庭支援課総合相談第一係☎(3232)0675・四(3232)0666

相談窓口

あなたの子育ての力になります

子育ての不安や悩み・困っていることや分からないことな (TPで詳しく) ど気軽にご相談ください。下表のほか、新宿区ホームページ (右二次元コード)からインターネット相談も受け付けてい ます。



目は「相談窓□	電話・ファックス	受付日時
子ども総合センター (新宿7―3―29、新宿ここ・ から広場内)	☎(3232)0675 ☎(3232)0666	▶月〜土曜日…午前8時30分〜午後7時 ▶日曜日、祝日…午前8時30分〜午後5時 ※年末年始を除く (日曜日、祝日は電話相談のみ)
信濃町子ども家庭支援 センター (信濃町20)	☎ (3357)6855 ᠍ (3357)6852	
榎町子ども家庭支援 センター (榎町36)	☎ (3269)7345 ᠍ (3269)7305	▶月~金曜日…午前8時30分~午後5時 ▶土曜日(来所相談のみ)…午前9時 30分~午後6時 ※年末年始を除く
中落合子ども家庭支援 センター (中落合2―7―24)	☎ (3952)7752 ᠍ (3952)7164	※土・日曜日、祝日の電話相談は子ども総合センターで受け付けます
北新宿子ども家庭支援 センター (北新宿3―20―2)	☎ (3362) 4152 ᠍ (3365) 1122	
児童相談所虐待対応 ダイヤル (全国共通3桁ダイヤル)	☎ 189	24時間受け付け

■体罰などによらない子育てを

~11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

叩いたり、怒鳴ったりすることは子どもの心身に下記のような悪影響を及 ぼす原因になる可能性があります。

- ▶感情をうまく表せない ▶我慢ができない
- ▶集団で行動できない
- ▶親に恐怖心を持ち悩みを相談できなくなる
- ★虐待から子どもを守るためには地域のさまざまな人たちの協力が必要です もし心配な子どもや保護者を見かけたら、左表の相談窓口へご連絡ください。
- ★こどもまんなか社会の実現に向けて

こども家庭庁は、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社 会(こどもまんなか社会)を実現するための取り組みを推進して



(III) HPで詳しく

います。区では、こどもまんなか社会の実現を目指し、地域とこどもまんなかマーク 協力し児童虐待防止等に取り組んでいます。

■「ヤングケアラー」を知っていますか?

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うような家事や家族 の世話、介護、感情面のサポート等を日常的に行っている下記 のような18歳未満のお子さんのことです。

- ▶家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ▶日本語が第一言語でない家族や障害のある 家族のために通訳をしている
- ▶障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている

★家族のケアや手伝いは普通だと思われるかもしれませんが、過度になると、学業や 子どもらしい暮らしに影響が出ます。気になるお子さんを見かけたときは、左表の相談 窓口へご連絡ください。お子さんからの相談も受け付けています。

◆パートナーとの関係に悩んでいたら・・・

配偶者や恋人等、親密なパートナーからの暴力のことをド (HPで詳しく) メスティック・バイオレンス (DV) といい、誰でも被害に遭 うことがあります。また、子どもの目の前でパートナーや家 族に暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待 にあたります。お悩みの方は、ご相談ください。



問合せ **区DV相談ダイヤル☎** (5273) 2670 (祝日、年末年始を除く月~金曜日 午前9時~午後5時)

DVの例

▶殴る・蹴る ▶髪を引っ張る ▶物を投げつける

▶大声で怒鳴る ▶仕事を制限する ▶友だち付き合い等を制限する ほか

10月・11月は里親月間

▲: イベント

期間中、下記のイベントを開催します。

★養育家庭(里親)体験発表会

日時 11月18日(土)午後1時30分~5時 会場 四谷区民ホール (内藤町87) 内容制度紹介、養育家庭体験談ほか

申込み 10月27日金~11月17日金に

電話かファックス(5面記入 📵 🕸 🛍 例のとおり記入)で問合せ先 へ。新宿区ホームページ(右

二次元コード)からも申し込めます。

★養育家庭(里親)パネル展

日程 11月14日(火)~12月14日(木) 会場 区役所本庁舎1階ロビー、 特別出張所

※日程により会場が異なります。 内容 養育家庭(里親)制度紹介、養 育家庭体験談、協力家庭普及啓発 のパネル展示

申込み当日直接、会場へ。